

議案第1 地域内フィーダー系統確保維持計画について

国庫補助金の交付を申請するため、別紙案のとおり地域内フィーダー系統確保維持計画を策定し、及び申請後の軽微な修正を事務局一任とすることについて協議をお願いします。

平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

平成 28 年 6 月 22 日

（名称）幸手市地域公共交通会議

（代表者名）会長 藤倉 正 印

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

幸手市は、国道 4 号線を中心に市街地が発達し、商業施設も国道 4 号線沿いに集中している。一方で居住地や公共施設は郊外にも拡散している。

主な公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーが挙げられる。鉄道は、東武鉄道日光線が通っており、市内の幸手駅と隣町の杉戸高野台駅が最寄り駅となっている。路線バスは、幸手駅—五霞町役場線、幸手駅—杉戸高野台駅線、東武動物公園駅—境車庫線、東鷲宮駅—幸手市コミュニティセンター線の 4 つの路線がある。また、市では市内循環バスを平成 28 年 3 月まで、4 つの路線で運行していたが、便も少なく、路線が市域の全てを網羅できておらず、必ずしも利便性の高い移動手段ではなかった。日常の移動手段としては、マイカーや家族間送迎の依存が高い。しかし、マイカーを利用できない者や単身世帯の者も増えてきている。

幸手市の高齢化率は、平成 28 年 5 月 31 日時点で 30.3% となっており、高齢者を中心とした移動困難者のため、通院や買い物等の日常生活を支える公共交通の確保が求められている。

「第 5 次総合振興計画後期基本計画」では「市民ニーズに対応した、より利便性の高いバス路線の拡充や、他の交通手段の検討が必要」としている。これを受け、平成 28 年 4 月より、デマンド交通の本運行を行っている。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

年間利用者数

平成 29 年度（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月）	12,930 人
平成 30 年度（平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月）	14,999 人
平成 31 年度（平成 30 年 10 月～平成 31 年 9 月）	16,349 人

(2) 事業の効果

市全域において、高齢者を中心とした移動困難者の日常生活を支える公共交通網が確保できる。また、既存の路線バスや鉄道と接続により、公共交通の利便性が向上する。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 運行系統・運行区域の概要

運行区域：幸手市内全域

運行形態：路線を定めず、自宅等の事前登録地からあらかじめ定められた目的地で乗り降りする予約制乗り合い運行
（登録地から目的地まで、目的地から目的地まで又は目的地から登録地までの移動ができる）

目的地：300箇所程度

(2) 運行予定者

表1のとおり

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

5 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

株式会社東埼玉観光バス

6 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

活性化法定協議会を補助対象事業者としないため記載せず

7 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

8 別表4及び別表4-1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

9 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表5のとおり

10 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

11 車両の取得に係る定量的な目標・効果

該当なし

12 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当なし

13 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

該当なし

1.4 協議会の開催状況と主な議論	
平成27年度幸手市地域公共交通会議	
第1回	開催日：平成27年6月18日（木） 議 題：デマンド交通運行管理業務受託業者報告について
第2回	開催日：平成28年2月17日（水） 議 題：デマンド交通本運行について
平成28年度幸手市地域公共交通会議	
第1回	開催日：平成28年6月22日（水） 議 題：（1）デマンド交通運行状況について （2）地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

1.5 利用者等の意見の反映	
（1）市内の公共交通に関するアンケート調査を実施	
期 間	平成27年12月1日～平成28年1月15日
対 象 者	市内20箇所の公共施設利用者、区長100名
回収件数	279件
（2）市内の公共交通利用者アンケート調査を実施	
期 間	平成27年11月2日～平成28年5月31日
対 象 者	デマンド公共交通利用者
回収件数	48件
<p>以上で回収した意見をもとに地域公共交通会議にて協議を進め、幸手市デマンド交通運行計画に反映し平成28年4月より本運行を実施している。</p>	

1.6 協議会メンバーの構成員	
幸手市長又はその指名する者	幸手市 副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	朝日自動車(株)
一般貸切（乗合）旅客自動車運送事業者の代表	中田商会(株)、(株)東埼玉観光バス、幸手タクシー(有)、(有)共和タクシー
一般社団法人埼玉県バス協会の代表	一般社団法人埼玉県バス協会
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
住民または利用者の代表	幸手市区長会
埼玉県運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	朝日自動車労働組合 執行委員長
道路管理者又はその指名する者	埼玉県杉戸県土整備事務所 管理担当課長

幸手警察署長又はその指名する者	埼玉県幸手警察署 交通課長
その他市長が必要と認める者	幸手市総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設経済部長、教育次長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県幸手市東4丁目6番8号

(所 属) 市民生活部 市民協働課

(氏 名) 伊与田 泰嗣

(電 話) 0480-43-1111 内線 173

(e-mail) kyoudou@city.satte.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統) 平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準2で該 当する要件 (別表7の み)
埼玉県 幸手市	株式会社 東埼玉観光バス	(1) 幸手市デマンド	5,718.7	4,746		デマンド	①	朝日自動車株式 会社の路線バス 停留所と接続	③
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,746					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,746					

国庫補助
上限額(千
円) 4,746

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統) 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特別 措置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準適 当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 等	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
埼玉県 幸手市	株式会社 東埼玉観光バス	(1) 幸手市デマンド	5,512.5	4,746		デマンド	①	朝日自動車株式 会社の路線バス 停留所と接続	③
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,746					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,746					

国庫補助
上限額(千
円) 4,746

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特別措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特別措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム) 平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダーシステム系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
埼玉県 幸手市	株式会社 東埼玉観光バス	(1) 幸手市デマンド	5,439.0	4,746		デマンド	①	朝日自動車株式 会社の路線バス 停留所と接続	③
		(2)							
		(3)							
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,746					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,746					

国庫補助
上限額(千
円) 4,746

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社東埼玉観光バス
------	-------------

平成29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,975 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	2,975 千円
	営業費用	21,040 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	21,040 千円
	営業損益	▲ 18,065 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 18,065 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 2,637.0	経常収支率 14.10 %		

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵-相模	3,989円 36銭	2,732円 72銭	2,732円 72銭	564円 08銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
武蔵-相模	1	東武東上線	幸手市		293 日	5,274 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	5,274 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間		時間	
	3				日	回	時間	時間	時間		時間	
	4				日	回	時間	時間	時間		時間	
合計	系統						1 時間	0 時間	0 時間		5,274 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵-相模	1	14,412,365 円	2,974,958 円	11,437,407 円	11,437,407 円	11,437千円	5,718.7千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		14,412,365 円	2,974,958 円	11,437,407 円	11,437,407 円	11,437千円	5,718千円	4,746千円	4,746千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
武蔵・相模	1	18,065,032	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0	3		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		18,065,032	円	13,318,032	円	円	%	18,065,032円	100 %	円	%	円	%							

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第65号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヨ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社東埼玉観光バス
------	-------------

平成30年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	3,338 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	3,338 千円	
	営業費用	21,040 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	21,040 千円	
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 2	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 2,628.0	営業外損益	千円	経常損益	▲17,702 千円
						経常収支率	15.80% %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	4,003円 4銭	2,732円 72銭	2,732円、72銭	635円 8銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-（ヌ+ル））÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1	※デマンド	幸手市			292 日	5,256 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	5,256 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統							1 時間	0 時間	0 時間		5,256 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	14,363,176 円	3,337,981 円	11,025,195 円	11,025,195 円	11,025 千円	5,512.5 千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		14,363,176 円	3,337,981 円	11,025,195 円	11,025,195 円	11,025 千円	5,512 千円	4,746千円	4,746千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵-相模	1	17,701,767 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円										
	3	円										
	4	円										
合計		17,701,767 円			96	17,701,767円	100	96	円	96	円	96

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第161号、自質第55号によること。
- 5.「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 6.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 7.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 8.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 9.「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 10.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ス)に記載すること。
- 12.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 13.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 14.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 15.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 16.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 17.「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 18.サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 19.待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 20.回送時間については、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 21.複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(リ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社東埼玉観光バス
------	-------------

平成31年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	3,534千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	3,534千円	
	営業費用	21,040千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	21,040千円	
	営業損益	▲17,506千円	営業外損益	千円	経常損益	▲17,506千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	2,637.0	経常収支率	16.70%

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵-相模	3,989円 38銭	2,732円 72銭	2,732円 72銭	670円 7銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
武蔵-相模	1	●デマンド	幸手市			293 日	5,274 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	5,274 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統							1 時間	0 時間	0 時間		5,274 時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:コ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ワ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はワのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵-相模	1	14,412,365 円	3,533,950 円	10,878,415 円	10,878,415 円	10,878 千円	5,439.0 千円	4746千円	4,746 千円
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		14,412,365 円	3,533,950 円	10,878,415 円	10,878,415 円	10,878 千円	5,439 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
武蔵・相模	1	17,506,040	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0	3		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4		円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		17,506,040	円	12,780,040	円	円	%	17506040	100	%	円	%	円	%						

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者)にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(フ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ウ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	幸手市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	21,393
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
21393人	対象人口×150円×0.7+250万円	4,746,265

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑩)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)